

# 青森県報

第二千九百九十一号

平成二十年  
九月二十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

家畜伝染病の発生……………(畜産課)……………一

みつばちの腐蛆病の発生……………(同)……………一

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課)……………一

漁船保険付保義務の発生……………(西北地域局)……………二

### 公 告

肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課)……………二

農地保有合理化事業規程の変更の承認……………(構造政策課)……………二

砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課)……………二

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)……………三

右 同……………(同)……………三

右 同……………(同)……………三

建設業者の許可の取消し……………(西北地域局)……………四

## 告 示

青森県告示第六百四十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の患畜	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平成二〇・九・四

青森県告示第六百四十九号

みつばちの腐蛆病が次のとおり発生したので、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第五条第六項の規定により告示する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発生年月日	発生場所	発生群数	所有者
平成二〇・九・三	東津軽郡蓬田村	四	森 秀 夫

青森県告示第六百五十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

商工組合中央金庫青森支店  
商工組合中央金庫八戸支店

青森市橋本一丁目  
八戸市大字八日町

を

株式会社商工組合中央金庫青森支店  
 株式会社商工組合中央金庫八戸支店

青森市橋本一丁目  
 八戸市大字八日町

に改める。

青森県告示第六百五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
つがる市豊富町千貫四九番地二	車力
つがる市富港町清水二六番地	
つがる市牛潟町鷺野沢二九番地三〇四	
羽場 周次郎	
松野 昭一	
尾野 明彦	

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十年九月十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所
青森県第 三三三九号	加工家さん ふん肥料	発酵鶏糞	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	公定規格 のとおり	日本ホワイト ファーム株式 会社 上北郡横浜町 字林尻一〇二 の一〇〇〇

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、とつほく天間農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地等売買事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

砂利採取業務主任者試験の施行

平成二十年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十年十一月十四日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室「八甲田」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成二十年十月六日から同月二十四日まで（郵送の場合は同月二十四日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一  
青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

後日、受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原一〇の四、一〇の五、三四八の一、三四八の九から三四八の二五まで、四六七の二、四六七の三及び四六八の二

開発許可を受けた者の住所  
及び氏名（名称）

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五二二の四  
有限会社 タクモト開発

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一〇の一〇

開発許可を受けた者の住所  
及び氏名（名称）

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四九四の二  
メソンソレイユD棟  
川畑 勇喜雄

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

三沢市大津二丁目一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三、一〇九の四、一〇九の五、一〇九の六、一〇九の七及び一〇九の八

開発許可を受けた者の住所  
及び氏名（名称）

三沢市大津二丁目一〇九の二二〇  
有限会社 宮古建設工業

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 西北五管工業業協同組合
- 二 代表者の氏名 高橋 義彦
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字漆川字浅井一三の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第四〇〇〇五一号
- 五 取消年月日 平成二十年九月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年八月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七  
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭